

Q 6 人権が尊重される人間関係づくり・雰囲気づくりにはどのような環境整備が必要か。

A : 人権尊重の「環境づくり」は、学校全体の雰囲気そのものにかかわるものであり、こうした雰囲気は、教職員の日常的な言動の在り方や、教職員と児童生徒の間、児童生徒同士の間の人間関係の在り方等によって形作られるものであるが、同時に、校内において、人権尊重の雰囲気を積極的に醸成するために、人権をテーマとした様々な取組の工夫を行うことも、環境づくりの取組として有効である。

さらに、日々の学級経営においては、教室が、安心して過ごせ、学べる場となるよう、人権尊重の視点に立った教室環境の整備に努めることが重要である。

以下、人権尊重の視点に立った「校内環境づくり」と「教室環境づくり」について、取組のポイントを述べる。

1 校内環境づくり

(1) 人権コーナー等の設置

校内や教室内に「人権コーナー」等を設置し、児童生徒や来訪者が、いじめや差別のない人権が尊重される学校・学級づくりの必要性について考えることができるようにする。

(2) 人権啓発作文・標語・ポスターの作成・掲示

人権週間等に合わせて、人権啓発に関する作文や標語づくり・ポスターづくり等を行うとともに、その作品を校内に掲示し、人権尊重の雰囲気の醸成を促進する。

(3) 人権集会・人権学習発表会等の開催、学習成果の発表

全校集会や学年集会等で、児童生徒が、他学年・学級の児童生徒や保護者、地域の人々に学習活動の成果を発表する機会を設ける。また、「学校だより」、「学級通信」、「PTA新聞」等を通して、人権学習の成果を校内外に発信する。これらを通じ、人権教育の取組に対する学校内外の理解を促進する。

2 教室環境づくり

(1) 人間関係を深め、安心して生活・学習ができる場づくり

前面に、学級目標（目指す子ども像）を掲示する。また、それを児童生徒の自画像で囲むなどして、一人一人の帰属感を高める。

「学級の歴史」コーナーを設置し、一人一人が学級づくりに参画している実感をもたせる。

「今月の誕生日」、「私の好きな言葉」、「本や音楽の紹介」等のコーナーを設け、児童生徒の相互理解や交流を深めるきっかけとする。

学級組織（係）ごとのコーナーを設け、学級への願いや要望、よりよい学級生活をつくるための問題提起を行う。

「気持ちを表す言葉」、「聞き方・話し方のスキル」など、コミュニケーションを円滑にするための手掛かりとなるポスターを示す。

学習で使ったものや学習内容の要点を示す掲示物を貼り出し、学習内容の振り返りや、課題解決のヒントとして活用する。

いつでも活用できるように、辞書や事典類を常備しておく。

学習の成果物（作品等）を掲示する。その際、児童生徒自身の解説や評価（自己

評価、相互評価)、教師の評語を添え、達成感や有用感、肯定的なセルフイメージの形成を図る。

(2) 課題意識を高める場づくり

児童生徒に話題を提供したり、問題意識を喚起するような情報を教師が意図的に掲示する。

学習内容に沿ったクイズやコラムなどを掲示したり、児童生徒が関心をもった時事的・社会的な情報を掲示する「切り抜きコーナー」を設置したりして、日常の学習を広げたり、学習課題設定のきっかけにしたりする。

(3) 発見の喜びを味わえる場づくり

児童生徒が集めた情報の中から、喜びや感動、疑問や怒りを感じたことを級友に知らせるコーナーを設置し、帰りの会等で発表させる。

小動物や昆虫、植物の飼育・栽培活動を通じ、生き物の成長の過程に直接触れさせ、発見したり、疑問をもったりしたことを記録・発表させる。

(4) 創造する喜びを味わえる場づくり

児童生徒が共同作業をすることのできる作業台(広めの机)を設置したり、筆記用具・文房具を常備したりして、自発的・創造的な協働作業を促す。

詩や絵などを自由に発表することのできるコーナーを設置する。

3 児童生徒の作品の取扱い

児童生徒の作品の取扱い方、掲示の仕方への配慮事項については、校内で十分話し合いをした上で、児童生徒や保護者にも意図が伝わるようにするとよい。

(1) 作品に寸評を書き加える場合

基本的に、作品は作成した児童生徒のものであるという認識に立つ必要がある。そのため、作成途中、練習中の段階では十分に指導を行い、完成してからは、作品として丁寧に扱うことが重要である。

作品に寸評等を書き加えるような場合には、指導のねらいに沿いながらも、一人一人の能力や個性に応じた温かい励ましの感じられるものであることが大切である。寸評等を書き入れることは、児童生徒に刺激を与えることになり、次の活動への意欲を高めることにもつながる。そのためには、児童生徒の立場に立った思いやりのある言葉かけや心遣いが求められる。

(2) 作品を掲示する場合

掲示のねらいや方法をはっきりさせ、掲示することによって、それが一人一人の児童生徒の意欲付けになったり、他の児童生徒によい影響を与えたりするものになるように工夫することが大切である。また、掲示されることによって、つらい気持ちになったり、劣等感をもったりすることがないように、児童生徒の人権を大切にする立場からの十分な教育的配慮が必要である。

破れたり、外れたりしたままにしない。また、破れない工夫、外れない工夫をする。

掲示作品の前に物が設置されることにより、一部の児童生徒の作品が隠れないようにする。

誤った文字や内容については、事前に指導しておく。

長期間掲示することにより、汚れやいたみのおそれがある場合は、クリアケース

で保護するなど工夫し、大切に扱うようにする。

画鋸のはずれや傷ついた作品は、そのまま放置せず、速やかに直すようにする。

全員の作品を掲示し、教師の励ましや児童生徒相互の認め合いによって充実感や達成感をもたせる。

作品や掲示物を計画的に整備することにより、児童生徒の多様なよさを発見し、認め合えるようにする。

(3) 鑑賞させる上での留意点

作品の見方を示し、どの作品も一人一人が一生懸命取り組んだことを認め合い、それぞれのよさを自分の参考にするための大切さを指導する。

児童生徒の間に、作品をめぐって友達の心を傷つけるような言動が見られたときは、それを見逃すことなく、適切な指導をする。

4 教室環境チェックリスト

番号	内 容	チェック
1	個人の計測結果や調査結果の情報が不用意に掲示されていないか。	
2	配慮を要する情報（家庭状況など）が児童生徒の目に触れるところがないか。	
3	特定の児童生徒の持ち物ばかりが落ちていたり、不自然な場所に置かれていたりしていないか。	
4	特定の児童生徒の机や椅子の並べ方が乱れていたり、他の児童生徒の机から離れて置かれていたりしていないか。	
5	個人を中傷するような落書きはないか。	
6	提出物を出し忘れた児童生徒の名前が、黒板などに書かれてはいないか。	
7	動植物を飼育、栽培する場合、それらを大切にしているか。	
8	枯れた花がそのままになっていたり、いつも同じ所が散らかっていたり、修理すべき箇所が放置されたままになっていたりしていないか。	
9	作品の寸評が、児童生徒の努力を認め、励ますような書き方になっているか。	
10	作品の出来栄だけを問題にしたり、寸評の内容がそのままランク付けになったりしていないか。	
11	適切な添削でなかったり、採点の記録が記載されていたりする作品をそのまま掲示してはいないか。	
12	常に整理整頓を心掛け、清潔な環境づくりに努めているか。	

詳細については、「人権教育の指導方法等の在り方について 第三次取りまとめ 実践編」(H20.4 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)「人権教育の改善・充実のためのQ & A集 第二集」(H21.3 県教委)を参照のこと。